

令和6年度 横浜市こども食堂等活動支援補助金 《募集案内》

1 趣旨

この補助金は、いわゆる「こども食堂」等、市内における地域の自主的なこどもの居場所づくりを支援することを目的としています。こうした取組が、こどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもへの気づきや見守り等にもつなげることを目的としています。

2 対象となる団体

横浜市内において、身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う又は行う予定がある団体・グループ等であり、かつ、以下の内容をすべて満たすことを要件とします。

- ・単一の団体・グループ等であること。
- ・公序良俗に反しないこと、かつ特定の政治活動又は宗教的活動に関する団体・グループ等ではないこと。
- ・過去に違法な活動歴がないこと。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと、又団体・グループ等に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

3 対象となる取組

横浜市内において実施する、以下の全てに該当する取組とします。

- (1) 感染症等に対して適切に対策を実施しながら、主にこどもを対象に食事の提供や学習支援等を行う、身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組をしていること。
- (2) 原則月1回以上（取組を開始した月から平均して月1回以上）継続的に開催していること。ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は、この限りではありません。
- (3) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度で子どもの参加費が1回あたり300円程度を想定）であること。
- (4) 地域に住むこどもを広く対象とする取組であること。
- (5) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底していること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めていること。
- (6) 活動内容や予定を事前に周知・公表していること。あわせて、横浜市ホームページ「横浜市内のこどもの居場所を探す・支援する」に掲載する活動内容等を市長に提出すること。

【注意事項】

- ・横浜市（区役所を含む）から補助・助成及び委託（指定管理含む）を受けている取組は対象外です。
- ・横浜市以外から補助・助成を受けている場合は、交付元に横浜市の補助金との併用が可能か確認してください。併用が可能で、充当する経費に重複がない場合には、補助対象となります。
- ・未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的とした取組は対象外です。
- ・過去にこどもの居場所づくり活動支援補助金を受けている取組も対象となります。



4 対象となる経費

区 分	内 容
報償費	ボランティアや講師等、団体構成員以外の者に対する謝金（過去の実績に準じた社会通念上適正な額として下さい。）
消耗品費	事務用消耗品、感染症対策に関する消耗品、教材等の購入に係る費用
印刷製本費	印刷物（チラシ、ポスター等）の印刷製本に係る費用
通信運搬費	事業に伴う郵便、配送・運送に係る費用
交通費	公共交通機関・タクシー運賃費
使用料	取組で使用する会場や器材等の使用料に係る費用
食糧費 原材料費	取組で使用する食糧・食材等の仕入れ、購入に係る経費
保険料	ボランティアの活動や取組の開催に伴う行事保険の加入に係る費用
その他費用	上記以外の経費で、横浜市長が特に必要と認める経費（食品衛生責任者講習会受講に係る経費 等）

※その他経費で上記の分類に当てはまらないものはご相談ください。

※補助金で購入した物品等は、当該取組のために使用してください。

※補助対象となる経費の領収書の要件（下記見本例を参照してください）

- ・領収書の日付が取組対象期間内（令和6年4月1日～令和7年3月31日）であること
- ・領収書類の宛名が申請団体名となっていること（「上様」等は不可）
- ・品目類が記載されていること（「お品代」等は不可）
- ・レシートの場合は、空いている欄に団体名を記載すること

※用途が明確になるよう、補助対象経費の領収書類のコピーを提出してください。

電車・バスの乗車券等領収書類がない場合は、代表者及び会計責任者の確認印のある支出書類（利用者、利用日、利用区間、金額、支払い先、支出日、支出理由等を明記）を添付してください。

なお1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書等は提出を省略することができます。ただし、補助対象外経費を含め、領収書等の原本は必ず5年間保存してください。

<領収書の見本例>

申請団体名を正確に記入してください。 「上様」は不可	領 収 書	令和 年 月 日
△△地域食堂 〇〇実行委員会様	¥ 10,000. - 上記金額正に領収しました。 但 チラシ印刷代（@10×1,000部）として	取組対象期間内（令和6年4月1日～令和7年3月31日） である必要があります。
但し書きは、支払の対価となる内容、単価、 数量などが分かるように記載します。書き きれない場合は、内訳が分かるレシート等 を添付してください。	△△△印刷株式会社 代表取締役 こども 太郎 印	社印、又は代表者 印が必要です。
	領収金額が50,000円以上の場合は、収入印紙の貼付・割印が必要です。	

※ 補助対象外経費

次の経費は補助の対象となりません。

- (1) 専ら団体構成員の親睦を目的とした飲食費や娯楽費、他団体への寄付・交際費など、この補助金を受けて実施する取組に直接関係しない経費
- (2) インターネット回線使用料、プロバイダー料、電話・ファクス代、自家用車のガソリン代等
- (3) 団体等の維持・運営に要する事務所の管理経費など、団体の経常経費や、日常的な活動に必要な経費
- (4) 団体構成員への謝金、人件費
- (5) 用途が明確でない雑費、事務費、予備費
- (6) 単なる物品類の購入に類するもの
- (7) 領収書類が前述の要件を満たしていないもの
- (8) その他華美な物品、会場、食糧・食材等 ※社会通念上不適切な経費については補助対象外経費とします。

5 補助金額、補助割合及び補助期間

○補助金額：1開催につき1万円（上限24万円） ○補助割合：10/10

○補助期間：1団体につき最長3年間（予定）

※各申請期限において申請多数の場合は、予算の範囲内で金額を調整することがありますので、ご了承ください。なお、第1回申請期限において申請多数の場合は、第2回の申請受付を行わないことがあります。

※補助対象経費が開催回数に1万円を乗じた金額（上限24万円）以下の場合は、補助対象経費を補助金額とします。

※団体等の資金状況によっては、前払いにより補助金を交付することも可能です。申請書の「前金払いを希望する」にチェックを入れてください。なお、確定金額と比較し、前払いでお支払いした金額が多い場合、余剰金額を返還していただきます。

※申請団体等の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求めることがありますので、予めご了承ください。（「横浜市子ども食堂等活動支援補助金交付要綱」第17条参照。）

6 取組の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※遅くとも、令和7年1月までに取組を開始し、同年3月末までの3か月間の取組を継続的に行うことが条件となります。

7 申請に必要な書類

申請する団体等は、事務局（子ども青少年局地域子育て支援課）へ申請期限【第1回：令和6年8月16日（金）】【第2回：令和6年12月27日（金）】までに、「横浜市子ども食堂等活動支援補助金交付要綱」（以下「補助金要綱」）に定める下記の書類を、E-mail または郵送でご提出いただくか、横浜市電子申請システムから申請してください。

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 収支予算書（第3号様式）（見積書等がある場合には添付）
- ④ 団体等概要書（第4-1号様式）
- ⑤ 団体等構成員名簿（第4-2号様式）
- ⑥ 団体等の規約、定款その他これらに類する書類



○書類の提出先

事務局：横浜市こども青少年局地域子育て支援課

E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.jp

郵送：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎13階

電子申請：以下のURLまたは二次元コードから読み込み、電子申請システムにアクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/41c5863a-1125-4885-9019-eed1c4d655b3/start>



8 選考方法及び交付決定

書類審査・選考を行い、対象取組及び額を決定します。補助金の交付の可否及び補助金交付額については、各申請期限の1か月後を目途にお知らせ（補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書）する予定です。

9 取組実施後に提出する書類（実績報告）

令和7年4月4日（金）までに次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 実績報告書（第8号様式）
- ② 事業報告書（第9号様式）
- ③ 収支決算書（第10号様式）
- ④ 領収書等の写し（1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書等は提出を省略可）
- ⑤ 令和6年度中に開催した全ての、チラシや写真等、事業の実施状況が確認できる書類

10 個人情報・情報公開等について

○応募書類から得た個人情報は、選考、本人への連絡など事務作業で使用します。

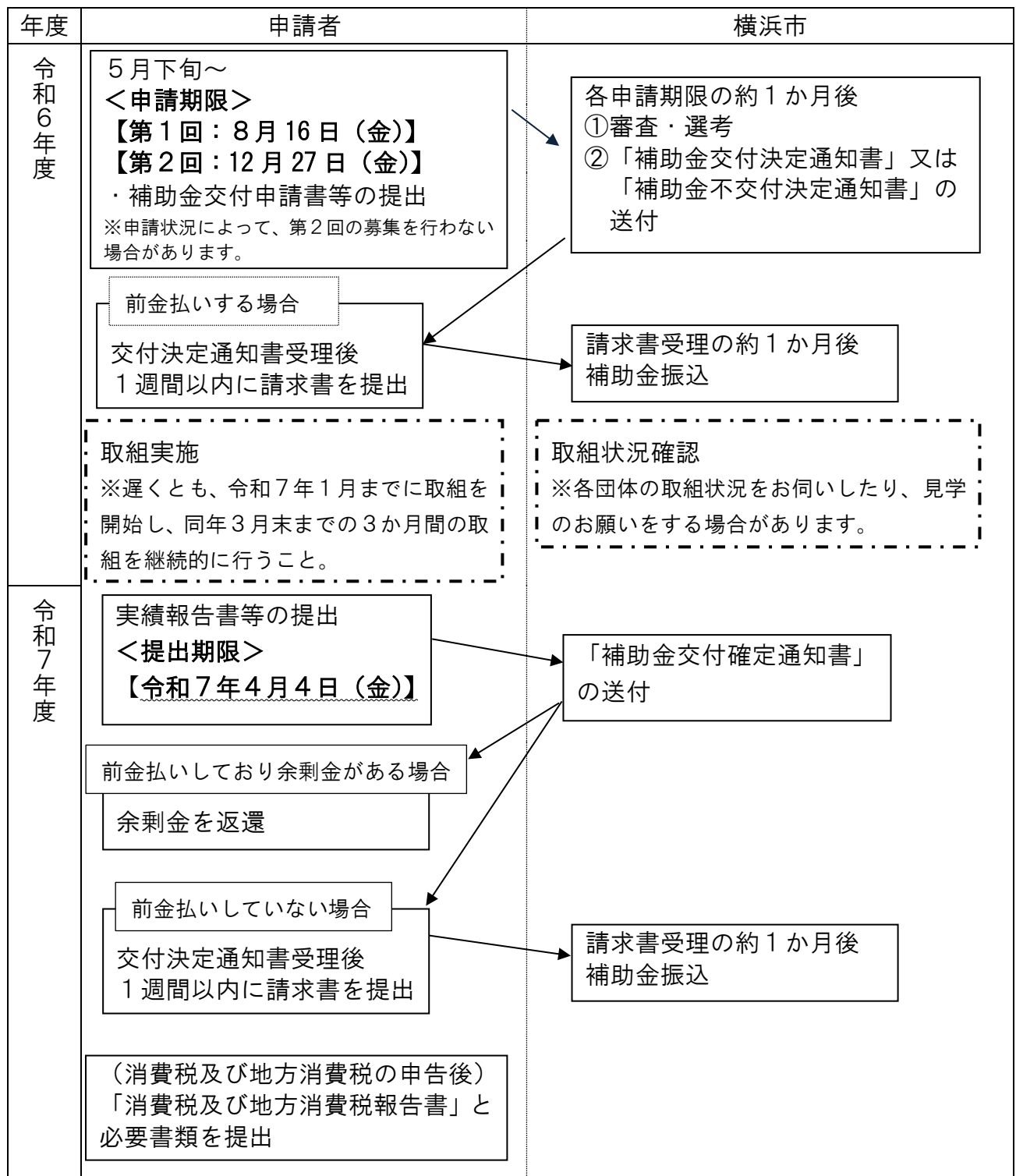
また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

○補助金の交付を受けた団体等は、団体等の名称と取組の概要を横浜市こども青少年局のホームページ等を通じて公表する予定です。



11 補助金の申請～交付～報告までの流れ

※時期は目安であり、書類提出時期等により前後する場合があります。



◇お問合せ先◇

横浜市子ども青少年局地域子育て支援課（担当：山本、本吉）

電話：045-671-4157 FAX：045-550-3946

E-mail: kd-kodomoibasyo@city.yokohama.jp

